

京都市告示第447号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 国道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
国道162号	右京区京北周山町隠谷52番地の1地先から 同町栗尾谷9番地の2地先まで	旧	メートル 342.90	メートル 6.80 ~ 10.80
		新	315.50	13.00 ~ 32.00

(建設局土木管理部道路明示課)